

令和元年度立入検査に係る指導事項について（病院）

1. 医療安全管理のための体制確保に係る事項

（1）医療に係る安全管理のための指針の整備に関する事項

- ・医療安全管理指針について、改定日及び変更箇所を明確にするなど、内容に齟齬が生じないようにすること。
- ・医療安全管理指針全体の確認を定期的に行い、実情に沿った形に見直すこと。

（2）「安全管理委員会」の設置、運営に関する事項

- ・委員会で決めた改善策を実際の現場で実施を徹底すること。
- ・医療事故防止・安全管理委員会の議事録は、結論に至るまでの経緯等がわかるように記載すること。
- ・会議録を内容が分かるように作成すること。
- ・委員会で対策を検討した事項について、マニュアルに反映するなど同様の事項が起こらないような周知方法を検討すること。

（3）安全管理に関する研修の実施に関する事項

- ・医療安全研修会の出席率が低い部署があるので、改善を図ること。
- ・医療安全研修会の対象に非常勤医師も加えること。
- ・医療安全研修会について、課題の提出率の向上を図ること。
- ・医療安全研修会に直接参加することが難しい場合は、資料の閲覧状況の確認をする等工夫すること。
- ・医療安全の研修会に参加できない非常勤医師に対しては、院内のカルテシステムを利用し、研修会資料を配信し、さらに閲覧状況も把握していると伺ったが、資料を確認していない非常勤医師に対しての対策がなされていないので、最低限の病院の決まり等だけでも周知すること。

（4）事故報告等の医療に係る安全確保を目的とした改善のための方策に関する事項

- ・インシデント・アクシデントレポートの全体の報告数に対して、医師からの報告が病床数等に対して少ないので、改善を図ること。
- ・インシデント・アクシデントレポートについて、内視鏡検査部門など患者数等に比べ報告数が少ない部門があるので、改善すること。また、可能な限り当事者が行うこと。
- ・インシデント・アクシデントレポートについて、報告を上げやすいように、様式は整え、工夫はしているものの、職種間及び部署間（診療部・薬剤部・放射線部等）で報告の基準や報告数等に差があるので、改善を図ること。
- ・昨年度からインシデント・アクシデントレポートについて新しい基準を取り入れ実施しているが、報告件数が著しく減少しているため、原因を調査するとともに、報告基準の周知徹底を行うこと。
- ・インシデント・アクシデントレポートの集計は、年間単位でも行い、今後の病院としての医療安全の課題を抽出し、病院の現状や特徴を把握すること。

(5) 医療事故に係る再発防止策の周知及び遵守に関する事項

- ・職業感染防止対策として、リキャップ禁止とマニュアルに記載されているにも関わらず、リキャップにより針刺し事故を起こした事例がある。その他、針刺し事故も年十数件みられ、報告書の記載があるものの押印漏れが見受けられる。報告書の管理を徹底すること。また、今後、針刺し事故の事例を取り入れた研修を実施し、再発防止に努めること。
- ・アクシデントに対する再発防止策について、組織として取り組むこと。

(6) その他の指導事項

- ・院内巡視にて不備を発見した際には、早急に改善すること。
- ・検診等の結果を受検者へ返却を行う際は、以下事項を確認すること。
 - 医師が結果を確認できる体制になっていること。
 - 郵送の際には、宛名や封入の確認をダブルチェック等で行う体制になっていること。

2. 院内感染対策のための体制確保に係る事項

(1) 院内感染対策のための指針の整備に関する事項

- ・院内感染対策のための指針について、7項目必要なところ、3項目のみの記載となっているため、残り4項目の記載を行うこと。

(2) 「院内感染対策委員会」の設置、運営に関する事項

- ・院内感染対策委員会の議事録を職員全員に周知ができるように、周知方法について検討すること。
- ・消毒薬の使用状況について個人毎のチェックを開始し意識の向上に繋がっているが、今後データ化を行い、結果について院内感染対策委員会で検討すること。
- ・感染症サーベイランスについて話し合われた内容を院内感染対策として議事録に残すこと。

(3) 院内感染対策に係る研修に関する事項

- ・研修会の出席者が半数程度であり、未受講者へは資料の配布のみとなっているため、
- ・アンケートを実施する等、内容を理解するためのフォロー体制の構築を検討すること。

(4) 院内感染対策マニュアルの整備に関する事項

- ・マニュアルを職員が実際に使用しやすいように見直すこと。
- ・B型肝炎ウイルス抗体検査、ワクチン接種について院内規定としてマニュアルに記載すること。また、麻疹・風疹の抗体検査についても実施を検討すること。

(5) その他の指導事項

- ・ゴミ箱の配置について、開けづらい位置や蓋をあけた際に清潔物品に触れてしまう所があったため、配置方法の検討を行うこと。
- ・水回りに清潔物品が置いてあり、水はねによる汚染が考えられるため、柵を設置する等の対応を行うこと。
- ・汚物室に保管されている尿器について、汚染される恐れがある場所に保管されているため、清潔区域と汚染区域を分けて保管すること。
- ・感染性医療廃棄物の蓋が重く、足で操作するペダルの操作時に蓋に手を添える状態であるため、感染拡大防止のため蓋の形状の変更を検討すること。
- ・手指消毒の徹底と直接的ケアを行う介護福祉士、看護師は個人携帯型の消毒薬の導入を検討すること。
- ・使用後の廃棄物が清潔物品と接触しないよう、1処置ごとビニール袋に廃棄する方法をとっているが、守られていないケースが散見されたため、周知徹底すること。
- ・結核の塗抹陽性患者の感染性の評価として、2週間以上の標準的化学療法実施後の三連痰の実施について周知徹底を行うこと。